

ASAHI NEWS

令和6年12月10日
第177号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 12月の主な予定 ■■■

税務・会計

1. 給与所得の年末調整: 本年最後の給与支払時まで
2. 固定資産税の納付期限(第3期): 12月中の市町村の条例で定める日

経営・経済

- 12月06日: 家計調査発表(総務省)
- 12月09日: 景気ウォッチャー調査発表(内閣府)
- 12月11日: 法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 12月13日: 日銀短観発表(日銀)
- 12月18日: 日銀金融政策決定会合(日銀、19日まで)
- 12月18日: 貿易統計発表(財務省)
- 12月20日: 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 12月27日: 有効求人倍率発表(厚労省)
- 12月27日: 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)
- 12月30日: 大納会(東証)



「所得水準の高い納税者に追加納税の可能性?!」

現行の所得税制度では、給与・不動産収入・事業収入などに関する所得は高額になるほど税率が上がる累進課税制度が用いられておりますが、株式譲渡や長期所有の不動産譲渡は所得税率15.315%（復興特別所得税含む）の申告分離課税制度となっております。

高所得者層であるほど株式譲渡や不動産譲渡の所得が多いにも関わらず、税率が低いことにより所得税の負担率が低下するという現象が起きていました。

この問題を解決するべく、申告不要制度を適用できる所得がある人や分離課税所得が極めて高い高所得者層への課税強化のための制度改正が、**令和7年**から始まります。

今月号では、その制度改正について取り上げます。

制度内容

その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、**その超過した差額を追加的に申告納税**することになります。

具体的には、株式の譲渡所得・土地建物の譲渡所得や給与・事業所得その他の各種所得を合算した基準所得金額から3億3,000万円の特別控除額を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、**納めるべき所得税の金額(基準所得税額)を超過した場合**となります。

計算式：(その年分の基準所得金額-3億3,000万円) × 22.5% > 納めるべき所得税額(基準所得税額)

超過差額分を追加納付



■ 基準所得金額 = 申告不要制度(※1)を適用しないで計算した合計所得金額(※2)

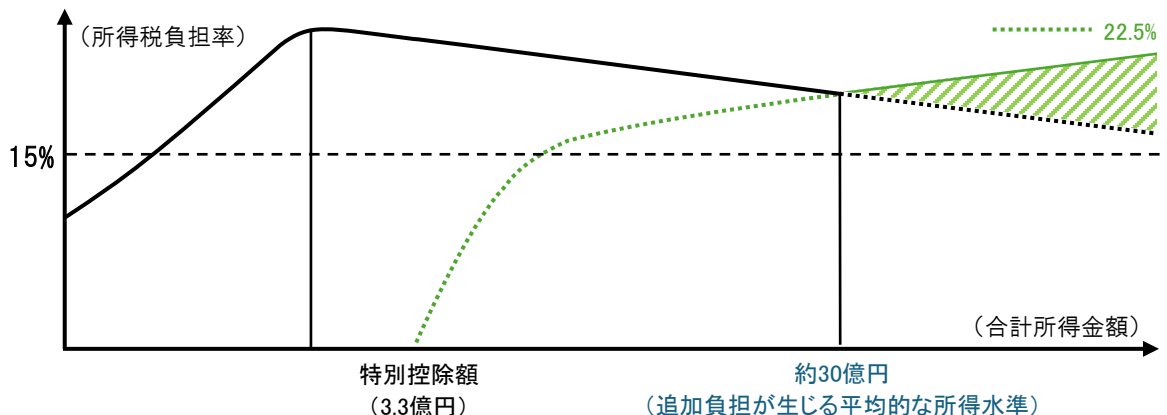
- ※1 申告不要制度とは下記の特例をいいます。
- ・ 確定申告を要しない配当所得等の特例
 - ・ 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

※2 合計所得金額は、その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額とし、合計所得金額には源泉分離課税の対象となる所得金額、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益、NISA制度の非課税所得を含まないものとなります。

■ 基準所得税額 = その年分の基準所得金額に係る所得税の額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額)

(注) 附帯税及びこの規定により課される所得税額を除く

【イメージ】



※その年の所得が株式や不動産(長期)の譲渡、上場株式の配当のみの場合、10億円前後から追加納税の影響が出ると考えられます。

M&Aで会社を譲渡する際、悪質な買手に騙されない留意点とは？

中小企業のM&Aが活発化して成約件数も年々増加し、公表件数で4千件以上が成約しています(出所:レコフデータ-MARR online)。一方、M&A取引に関するトラブルも増えており、中小企業庁では中小企業M&Aガイドラインを公表し、M&A支援機関登録制度を創設して、M&A事業者に対して行動指針の普及と徹底を図っています。しかし、そのような状況でも複数の悪質な買手によるトラブルが発生しています。

◆悪質な買手が再生型M&A名目で中小企業を買収して現金を抜き取り倒産させるケース

問題となったケース(一例)

- ✓ 問題の買手は、東京都千代田区の投資会社の株式会社ルシアンホールディングス(以下、ルシアンHD)
- ✓ 2021~23年にかけて、全国の37社が被害に遭い、11社が営業停止となり、5社が倒産した(2024年9月時点)
- ✓ 業種は飲食会社や建設、電気工事など幅広く、M&A仲介業者も買収を持ちかけていた
- ✓ 関与したことが発覚したM&A仲介会社は、バトンズ、マイナビM&A、ジャパンM&Aソリューション、ペアキャピタル、インテグループ、ウィット(出所:2024年5月13日の朝日新聞デジタル)
- ✓ いずれも上場企業や上場企業子会社のM&A仲介会社であった(他に関与したM&A仲介会社の有無は不明)
- ✓ 問題発覚後もルシアンHDに対して、M&A仲介会社から買収打診のダイレクトメールが送付されていた(出所:2024年7月11日の東洋経済オンライン)



◆詐欺的手口の概要

ルシアンHDの手口概要

- ① 買手(ルシアンHD)は再生型M&Aが得意であると吹聴し、経営難の会社に接触する
- ② 買手(ルシアンHD)は売主に金融機関の連帯保証を外すと約束する
- ③ 買手(ルシアンHD)が経営難で株価が低い企業を買収する(数百万円で100%株式譲渡など)
- ④ 買収後に買収対象の会社から現金を抜き取り、買手(ルシアンHD)最高責任者は音信不通になる
- ⑤ 買収前に約束した売主の連帯保証は外されず、売主が金融機関から現金を抜き取られた後の会社の連帯保証人として請求を受けてしまう。また、給与未払、税金滞納の状態。



◆詐欺被害に遭いやすい売主(株主)

詐欺被害に遭いやすい、売却後に問題が発生する可能性が高い売主(株主)

- ① 有利子負債が大きくて純資産の少ない会社(安く買収できる会社)
- ② 経営難、業績悪化で、売主が急いで売却しようと焦っている会社(おいしい話に乗りがち)
- ③ 借入は多いが現預金を多く保有している会社(多額の現預金を抜き取れる会社)
- ④ 全部受け身で買手を探している(マッチングサイトに掲載して待ちの姿勢、M&A仲介会社の言いなりなど)
- ⑤ 事業上のシナジーを無視して売却先を決める(金額の条件さえ良ければ買手は誰でも良いなど)
- ⑥ 売主が費用を惜しみ法務アドバイザーの弁護士を起用していない(法務リスクをきちんと確認せずに甘く見ている)



◆詐欺被害を防ぐ方法

詐欺被害を防ぐために現実的に取りえる方法

- ① 買手企業の**決算書等を基本合意前に確認**する
⇒出さない買手、創業直後で出せない買手とは取引を進めない
- ② M&Aにおける法務アドバイザーの**経験が豊富な商事弁護士を起用**する
⇒街のよろず弁護士でなく、M&A取引経験が豊富な商事弁護士の場合、重要な論点を的確に捉えて安心
- ③ クローリング後のトラブルを防ぐように**株式譲渡契約書の修正や交渉を行う**
⇒弁護士とM&Aアドバイザーとの協議により保守的なスタンスで交渉を進める
⇒特に、株式関連と連帯保証関連は、安易に妥協せずに交渉を進める
- ④ コンプライアンス調査機関を活用して**買手調査を行う**(買手企業及び代表者や役員)
⇒銀行融資を利用していない買手の場合、銀行でのコンプライアンスチェックを受けていない可能性が高い



買手企業から提示される意向表明書(LOI)だけで判断するのではなく、買手企業の経営動向について踏み込んだ情報(決算書、商業登記、信用調査会社レポート、新聞記事等)を入手して精査した上で判断することをお勧めします。多少の費用はかかりますが、必要不可欠な検証事項としてお勧めします。